

令和2年度青森県量子科学振興プロジェクト調査等業務

企画提案競技実施要領

1 業務名

令和2年度青森県量子科学振興プロジェクト調査等業務

2 用語の定義

○「量子科学振興プロジェクト」

令和4年度から令和8年度における青森県量子科学センター（以下「QSC」という。）に係る県の運営方針をとりまとめたものいう。

○「QSC主要装置」

QSCのサイクロトロン加速器を用いた研究開発等で使用される各種装置をいう。
詳細は別添1「QSC主要装置」のとおり。

○「量子科学技術」

QSCにおいて研究開発、分析、測定等が可能であるもの又はQSC主要装置に関連する量子科学技術をいう。

○「検討ワーキンググループ」

量子科学振興プロジェクトの検討に当たり、利活用に係る方向性を把握し、諸条件を踏まえた効果的な運営方法について検討するため、利活用目的別のテーマ（以下「利活用テーマ」という。）ごとに、有識者、ユーザー及び県等で構成する会議であって、県が開催するものをいう。

なお、利活用テーマは、「産業利用」、「臨床研究」、「動物実験」、「材料開発」、「人材育成」の5つを想定しているが、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 業務概要

県では、令和2年度において、令和4年度から令和8年度におけるQSCの運営方針となる量子科学振興プロジェクトを検討することとしている。

本業務は、その検討の高度化及び作業の効率化を図ることを目的として、各利活用テーマごと或いはQSC主要装置ごとに、利活用や運営方法に係る各要素について専門的知見から調査等を行うものである。

4 業務内容

(1) 量子科学技術に係る国内動向の調査

量子科学技術に係る国の政策、研究機関の研究内容及び産業利用に係るトレンド等の国内動向を調査すること。

(2) QSC主要装置に係るシーズを踏まえた学術・産業ニーズの調査

QSC主要装置について、別途県が情報提供する委託研究成果等を踏まえてシーズを整理した上で、関連する学術及び産業ニーズについて調査すること。

(3) QSCの利活用に係るモデルケースの調査

研究施設・民間企業・関係団体・行政等により利活用の取組が進んでいるモデルケースについて調査を行うこと。

(4) 施設運営方法に係る調査

Q S Cにおいて導入可能性のある他施設の運営方法について調査すること。

(5) 検討ワーキンググループの運営補助

検討ワーキンググループにおいて、上記調査結果等の資料作成及び説明を行うこと。

5 業務の履行期限

令和3年3月31日

6 契約上限額

5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。本業務委託契約の限度額である予定価格については別途算定する。)

7 スケジュール

令和2年6月18日(木)	質問書提出期限
令和2年6月22日(月)	質問書回答日
令和2年6月25日(木)	参加表明書提出期限
令和2年7月2日(木)	業務提案書提出期限
令和2年7月10日(金)	審査結果通知

8 参加資格

次の要件を全て満たすこと。

- (1) 国内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 過去5年間に「4 業務内容」と同種又は関連性のある業務実績があること。
- (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあると認められる者でないこと。

9 質問及び回答について

- (1) 質問がある場合には、質問書(提出様式1)に必要事項を記入し、「17 書類提出先・照会先」に電子メールにより提出すること。なお、電子メールの到達状況を確認するため、提出した旨を電話でも連絡すること。
- (2) 提出期限は、令和2年6月18日(木)午後5時(必着)とする。
- (3) 寄せられた質問及び回答は、すべての分をとりまとめて参加表明書を提出した者全員に令和2年6月22日(月)までに電子メールで連絡する。(受信後は、必ず受信した旨のメールを送信すること。)

10 参加表明に関する事項

- (1) 企画提案競技に参加を希望する者は、参加表明書（提出様式2）及び参加資格に係る誓約書（提出様式3）を「17 書類提出先・照会先」に持参又は郵送により提出すること。
- (2) 提出期限は、令和2年6月25日（木）午後5時（必着）とする。

11 業務提案書の作成、提出等

- (1) 10の参加表明書の提出者は、次の①～⑤の業務提案書を作成すること。
 - ① 事業者概要（業務提案書様式1）
提案者の概要について記載すること。
 - ② 業務実施体制（業務提案書様式2）
業務の実施体制図及び業務に携わる予定担当者について記載すること。
 - ③ 過去5年間の同種又は関連性のある業務実績（業務提案書様式3）
過去5年間における本業務と同種又は関連性のある業務の受注実績について記載すること。
 - ④ 企画書（業務提案書様式4）
「4 業務内容」の実施方法を提案すること。
 - ⑤ 参考見積（様式任意）
本業務に係る参考見積を提出すること。なお、見積書の額面は、消費税及び地方消費税額を含めた金額で記入すること。
- (2) 提出方法は、提出様式4を添えて、前項の①～⑤の正本1部と写し3部を「17 書類提出先・照会先」に持参又は郵送により提出すること。
- (3) 提出期限は、令和2年7月2日（木）午後5時（必着）とする。

12 業務提案書を特定するための評価項目

別添2「評価項目」のとおり。

13 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定は、県が設置する審査委員会において行う。
- (2) 審査委員会における審査方法は、「12 業務提案書を特定するための評価項目」に基づきあらかじめ定めた評価基準により採点を行い、最も優れた提案を行った者を契約候補者に特定する。
- (3) 審査結果は、業務提案書の提出者に通知する。
- (4) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は含まない。）以内にエネルギー開発振興課長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。
 - ① 受付窓口
「17 書類提出先・照会先」と同じ。
 - ② 受付時間
土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (5) 県は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内(休日等を除く。)に、書面により回答する。

14 提案の前提条件

- (1) 調査等の実施に当たっては、なるべく県の職員も同行して行う方針であること。
- (2) 検討ワーキンググループは、各利活用テーマ当たり3回程度開催する予定としており、そこでの検討状況を踏まえて調査等を行う必要があること。

15 その他留意事項

- (1) 使用する言語は日本語とする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、業務提案書を提出することができない。
- (3) 参加表明書及び業務提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び業務提案書については返却しない。
- (5) 参加表明書及び業務提案書は、選定に係る業務において必要に応じて複製・加工利用することがある。
- (6) 参加表明書及び業務提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの県の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び業務提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び業務提案書を無効とする。

16 契約

本業務に係る契約は、契約候補者との協議が整い次第見積書を徴取し、その金額が予定価格の範囲内である場合にはその金額で契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

17 書類提出先・照会先

青森県エネルギー総合対策局エネルギー開発振興課
量子科学振興グループ 担当：小笠原
住 所：〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
電 話：017-734-9725
F A X：017-734-8213
電子メールアドレス：enerugi@pref.aomori.lg.jp